

議案第 8 号

関市道の駅条例の一部改正について

関市道の駅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 2 月 1 6 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市道の駅平成内の日本平成村花街道センターについて、日本平成村ギャラリーを地域交流コーナーに変更する等のため、この条例を定めようとする。

関市道の駅条例の一部を改正する条例

関市道の駅条例(平成16年関市条例第84号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「別表」を「次に掲げる有料施設の区分に応じ、当該各号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 日本平成村花街道センターイベント広場 1時間(1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とする。)につき1,050円
- (2) 武儀エコピアセンター及び武儀平成ふれあいドーム 別表に定める使用料

第18条第3項中「別表」を「第11条第1項」に改める。

別表の1の表を削り、別表の2の表を別表の1の表とし、別表の3の表を別表の2の表とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(関市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部改正)

- 2 関市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例(平成6年関市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表第1建物の部30の項中「243,930円」を「203,950円」に改め、同部中35の項を36の項とし、32の項から34の項までを1項ずつ繰り下げ、31の項の次に次のように加える。

(32) 道の駅平成日本平成村花 街道センター地域交流コーナー	1月につき 72,660円
------------------------------------	---------------

(関市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 前項の規定による改正後の関市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の行政財産の使用に係る使用料について適用し、同日前の行政財産の使用に係る使用料については、なお従前の例による。